

# 再犯防止対策にかかるとる就労支援協定の締結式

令和元年10月16日(水) 午前11時から

## 県内では2番目！ 笠間市、笠間地区保護司会、水戸保護観察所が協定締結

現在、我が国においては、安全で安心して暮らせる社会の構築に向け、犯罪や非行の繰り返しを防ぐ「再犯防止」が課題となっており、平成28年12月には「再犯の防止等の推進に関する法律」が成立・施行されています。

その趣旨に基づき、笠間市と笠間地区保護司会及び法務省水戸保護観察所が協定を締結し、保護観察対象者を、市が直接、非常勤職員として雇用する就労支援を実施することにより、社会復帰の促進を図るとともに、再犯を防止し、安全で安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

### 【協定締結調印式】

○日時：10月16日(水) 午前11時から

○場所：笠間市役所 市長室

#### 1 再犯防止のための就労の確保の重要性

刑務所再入所者のうち、再犯時に仕事なかった者の割合は約7割、仕事のない者の再犯率は、仕事がある者の約3倍であることから、仕事がないことが再犯に大きく影響しており、再犯を防止するため、就労を確保することが極めて重要である。

●再入所者の犯罪時の職業の有無(平成30年犯罪白書)

有職者 27.8%

無職者 72.2%

●有職者・無職者別再犯率(平成25年から29年までの保護統計年報の累計)

有職者 7.8%

無職者 25.2%

#### 2 地方公共団体における協定の締結状況と保護観察者の雇用状況

●全国 協定締結もしくは雇用申合せあり：56団体(平成30年11月現在)

●県内 協定締結：1団体 雇用：なし

龍ヶ崎地区(龍ヶ崎市、牛久市、河内町)のみ

#### 3 就労支援の仕組み

保護司会と保護観察所が 笠間市に在住し、就労支援が必要とされる保護観察対象者対象の少年を推薦し、笠間市が非常勤職員として雇用する

任用する人数は同一時期において1名。任用期間は最長1年。

任用期間終了後に任用証明書を交付する。

想定される勤務：郵便物の区分け業務、封入作業などの事務作業

この件に関するお問い合わせ

笠間市役所 秘書課人事給与担当 担当：石川

電話番号：0296-77-1101 内線551 ファックス番号：0296-77-1324 e-mail shokuin@city.kasama.lg.jp